

民間建築物における吹き付けアスベスト対策徹底について

— 国土交通省 —



建築物の吹き付け材からトレモライト、アクチノライト及びアンソフィライト（以下、トレモライト等）が検出された事案があることが判明し、2月6日に厚生労働省よりトレモライト等を含めた石綿使用の有無の分析調査徹底に関する通達がなされました。

これを受け、国土交通省からも各都道府県宛に民間建築物における吹き付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策の徹底に関する通知がなされました。その概要は、以下の通りです。

1. 今後実施する民間建築物における吹き付けアスベストの分析調査に関して、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下、クリソタイル等）に限定せず、トレモライト等を含む全ての種類の石綿を対象とする。
2. 過去に分析調査を行なった建築物の所有者に対し、実施した分析調査がトレモライト等を対象としていたか否かについて至急確認を要請し、トレモライト等を対象としていなかった場合は、先の厚生労働省通達（基安化発第0206003号）に示された方法により再調査を行なうよう指導する。
3. 調査を実施した建築物の所有者に対し、調査結果を適切に保存するよう指導する。

※再調査が必要となる建物が多数となる場合は、吹き付け材の劣化・損傷が進んでいる建築物や、使用頻度の高い室等に露出して吹き付けがなされている建築物の所有者等を優先して指導する。

当社では建材中のクリソタイル等の石綿分析に実績があり、トレモライト等についても分析対応しております。まずは、お気軽にご相談ください。

資料 2008年2月26日付 国土交通省 HP

無機分析箇所 加藤吉紀